

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (調査票等) 第8条 規程第6条第1項の意向調査に用いる調査票は、別紙様式8-1によるものとする。ただし、候補者が1名の場合は別紙様式8-2によるものとする。</p> <p>2・3 (略) (集計) 第12条 (略)</p> <p><u>2 集計は、期日前に提出された調査票と各調査票提出所の票を混合し、「教育職員」と「事務職員、技術職員」に区分して行う。</u></p> <p><u>3 (略)</u> (報告) 第13条 事務局長は、意向調査の結果を<u>速やかに</u>選考会議に報告しなければならない。</p>	<p>本則 (調査票等) 第8条 規程第7条第1項の意向調査に用いる調査票は、別紙様式8-1によるものとする。ただし、候補者が1名の場合は別紙様式8-2によるものとする。</p> <p>2・3 (略) (集計) 第12条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 (略)</u> (報告) 第13条 事務局長は、意向調査の結果を選考会議に報告するものとする。</p>	

附 則 (令和元年10月15日選細則第9号)
この細則は、令和元年10月15日から施行する。